

泥炭土配布事業募集要項

【対象者】

町在住の農家の方

【内容】

札幌河川事務所が進めている豊平川掘削工事で発生した泥炭土を、ご希望の農家の方へ配布します。

【配布時期】

令和8年7月～10月

【条件】

- 前年に当事業を利用していない方
- 配布数量は200立方メートル（10tダンプ約29台分）以上です
- 受入れ場所は1カ所のみで且つ10tダンプが通行できること
- 泥炭土は町内での利用に限られます

【受入者側の負担】

- 地盤による敷鉄板の敷設、運搬経路に係る作業、費用
- 荷下ろし後の泥炭土の移動、敷き均しに係る作業、費用
- 泥炭土に混入している石等の除去、回収に係る作業、費用

【受入者側の同意事項】

- 受入れた泥炭土の返却や一切の影響について、申し立てを行わない
- 泥炭土は全量有効活用をし、不法投棄は決してしない
- 泥炭土を転売等の営利目的で使用しない
- 泥炭土受入れ後における農道・暗渠・排水管等の施設修繕については、一切賠償責任を求めない
- 病害虫の生息している受入れ場所については断られる場合がある
- 泥炭土の受入れに係る現地調査に協力する
- 経路に農道を使用する場合は、農道管理者と事前調整をする
- 泥炭土の受入れ場所が借地の場合は、所有者の了解を得る
- 泥炭土の受入れ後、アンケート調査に協力する

【申込方法】

- 「申込書」に記載の上、令和8年4月30日（木曜日）必着で提出して下さい
- ※予定数量に達した時点で受付を終了します
 - ※申込段階でご希望に添えない場合があります

【提出先】

経済部農務課耕地係（TEL 23-3096）